男女共同参画基本計画(第2次)(抜粋)

平成17年12月27日 閣 議 決 定

第2部 施策の具体的方向と具体的施策

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向

(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

行政分野において、施策の対象及び施策の影響を受ける者の半分は女性であることから、女性の参画を拡大していくことが重要である。政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の要請である。

平成15年の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する」との男女共同参画推進本部決定に従い、国の政策・方針決定過程への女性の参画を進める。

国の審議会等については、平成12年の男女共同参画推進本部決定において、平成17年度末までのできるだけ早い時期に女性委員の割合を30%にするという目標が掲げられ、着実に達成が図られてきた。これを踏まえ、新しい目標の設定など更に努力が必要である。

女性国家公務員については、国家公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の採用・登用等を促進する。政府としては、人事院の策定する指針を踏まえ、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し等の環境整備も含め、女性の採用・登用等の促進に向けて積極的な取組を行う。

	具	体	的	施	策	担当	担当府省	
ア女性	主国家公務	員の採用・	登用等の促	足進				
		の採用・登						
	-		- '		が、少なくとも3	.	【人事院】	
			- T		.、また、女性国第	•		
	• • • • • • •				年の男女共同参画	•		
				6貝の採用、	登用、職域拡大			
		・一層推進す	_ 0	¥亚出16年/	の男女共同参画推	:		
		– .	,,,		の男女共同参画指 公務員の採用・登			
					の採用・登用拡大			
					こ取組を推進する			
		_ ,			占める女性の割合	ŭ		
					区分試験(行政、			
	<u> </u>				1.5%)、その他の			
試験に	こついては	、 I 種試騎	の事務系の)区分試験(の目標を踏まえて			
つ、記	(験毎の女	性の採用に	係る状況等	幹も考慮し	て、できる限りそ	.		
の割合	を高める	ことを目標	長とする。					
・女性国	家公務員	の登用の一	一層の拡大を	と図るため、	計画的に女性職	È		
員の育	が成に努め	るとともに	、従来女性	生職員が就り	ハていなかった官	全府省		
					広大に努める。			
					を受けて、女性国			
•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				犬況等に関して、	総務省		
		公表するな			_ , , , ,	,		
					図る上で必要な制	1	/ (
		,			金採用の活用、必		【人事院】	
_ ,					式の法制化)につ)		
-		、できる随			鼻入に関する検系	4		
を行う		、ノング	(儿事(ソウ	の百個)の	寺八に関する彼い	' _{【人事}	陰】	
_ , , ,		:護等家庭生	:活との両寸	7 支援		I I / V F	PL I	
					勘務制度を導入す	-		
あ 。			プロス・プロン	> -> \ = \7.4 H12	50.50mm(文 C 刊 / V)		【人事院】	
・職業生	E活と家庭	生活を両立	こする上で必	公要不可欠`	である業務簡素化			
を進め	超過勤務	の更なる縮	富減に取り 糸	且む。		全府省		
・育児体	、業、介護	休暇等の取	2得促進を図	図り、代替	要員の確保に努め			
るとと	:もに、各	・制度につい	ての情報挑	是供と理解	足進に努める。特	全府省		
に、育	が児休業に	ついては、	育児休業耶	文得率の社会	会全体での目標値	Ĺ		
(,- ,-				対得率の低い	ハ男性職員の取得	i F		
		。(平成16年						
					宁連絡会議等に お			
いてテ	・レワーク	に貸する制	関度等の環境	覚整備につい	ハて検討する。	全府省		

女性のチャレンジ支援策の推進について

平成15年6月20日 男女共同参画推進本部決定

1 積極的改善措置

標記については、「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」(平成15年4月8日男女共同参画会議決定)に基づき、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。

2 チャレンジ支援のためのネットワーク形成の重要性

女性のチャレンジ支援のための関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を 図るため、国による女性のチャレンジ支援関係施策の情報を総合的に提供する。このため、 関連府省が連携・協力し、平成15年度中に情報提供システムを構築し、各府省が提供して いる女性のチャレンジ支援策の情報の体系化を図る。

女性国家公務員の採用・登用の拡大等について

平成16年4月27日 男女共同参画推進本部決定

「女性のチャレンジ支援策の推進について」(平成15年6月20日 男女共同参画推進本部決定)においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組む」等としたところである。この決定に基づき、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としつつ女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図るため、政府全体としての目標を設定し、目標達成に向けた具体的取組を定めるなどして、総合的かつ計画的な取組を推進することとする。また、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項等について検討を行うこととする。